

Title	書評: 大石 裕著 『政治コミュニケーション: 理論と分析』 勁草書房、1998年
Sub Title	
Author	小林, 直毅(Kobayashi, Naoki)
Publisher	三田社会学会
Publication year	1999
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.4 (1999.) ,p.125- 128
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-19990000-0125

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評：大石裕著

『政治コミュニケーション—理論と分析—』勁草書房、1998年

小林 直毅

本書は、その表題から明らかなように、政治的コミュニケーション過程についての、主要には理論的研究を集成した労作である。ここでいう「政治コミュニケーション」は、けっして狭義での政治過程をめぐるコミュニケーションだけを指しているのではないということが、本書の特筆すべき魅力の源泉となっている。

それでは、政治コミュニケーションをどのようにとらえようとしているのかということ、著者は第1章で、「コミュニケーションという社会過程を権力行使過程として把握し、コミュニケーション過程を権力現象として読み解くこと、それこそが政治コミュニケーション研究に共有されるべき基本的視座だということ」（6頁）を強調しているのである。この視座は本書に一貫しており、それゆえに、既発表論文をまとめた著書にしばしばみられる一貫性の欠如や、主要論点の拡散といった難点は、本書には皆無といってよい。それ以上に、この基本的視座の定立にまで遡るなら、著者は「文化としてのコミュニケーション」という視点から、社会秩序の構成過程を照射することで、「権力行使過程としてのコミュニケーション」という視点を浮き彫りにしているのであり、むしろ本書は、こうした考察の展開それ自体なのである。その結果、たとえば第2章の「政治コミュニケーション効果研究の展開」は、従来の効果研究についてのたんなる学説史的レビューではなく、あくまでも文化としてのコミュニケーションのもつ権力作用を解明しようとする視点から、それらについて検討しているのである。

著者は、まず政治権力論にかんする考察から着手し、多次元的権力論における権力概念の重要性を指摘する。とりわけ、ノンデシジョン・メーカー論が提起する、「社会的に顕在化する以前に争点を抑圧する権力」（30頁）に注目し、さらに S. ルークスの三次元的権力論では、「権力を行使される側の知覚、認識、選好が政治システムによって形成され、それによって彼らが不満をもつことそれ自体が妨げられることこそが権力の至高形態」（39頁）としている点に注目する。そして、コミュニケーション効果研究のなかでも、アジェンダ構築モデルの諸特徴を整理したうえで、「アジェンダ構築過程のなかでアジェンダに据えられる問題や争点が存在する一方、その過程で排除される問題や争点も存在する」（73頁）ところに、権力行使過程としてのコミュニケーションにおける、多次元的な権力作用を見出そうとするのである。また、政治コミュニケーションの排除モデルについては、「支配的コードにもとづく象徴形態の解読・解釈という日常的なコミュニケーション過程が、結果的にそれとは異なるコードを用いる

人々に対する『無意識』の権力の行使となりうる」（102頁）としている点を強調する。ただし、文化としてのコミュニケーションという視点からこの排除モデルをみた場合、支配的コードによる権力の行使が、必ずしも対抗的コードによる象徴形態の解釈・解釈を排除するものではなく、ぎゃくにそれが既存の政治システムや文化に対する異議申し立ての基盤にもなりうるという論点もまた、著者は強調しているのである。

本書における理論的な枠組は、基本的には上記のようなかたちで構成されているといえてよい。すなわち、著者は、権力行使過程としてのコミュニケーションの展開を、争点の抑圧や不満形成の阻害といった局面に見出そうとするのである。またマスメディアの影響力というかたちでの権力行使過程も、ほぼ同様の局面に求められている。ここで評者が注目しておきたいのは、マスメディアとそれが媒介するマスコミュニケーションにおいて、「日常的なコミュニケーション過程を規定するコードそれ自体が再生産される」（104頁）こと、また、「マス・メディアで伝達される象徴形態は、社会の多数の成員が共有する価値観によってコード化（encoding）されたものとなること」（107頁）が、本書では明確に指摘されている点である。マスメディアを介した権力行使過程としてのコミュニケーションとは、けっして単純であからさまなメディアの操作といった現象ではない。日常的コミュニケーションである、とくにマスコミュニケーションにおいて支配的コードが生産・再生産され、それを通じて支配的文化が生産・再生産された結果、不満や不利益の表明によって現れるはずの争点や、利益認識そのものが、まさに下位文化として抑圧・排除されるところに、マスメディアを介した権力行使過程としてのコミュニケーションが展開されると著者は主張しているのである。そうした意味で、権力行使過程としてのコミュニケーションと、文化としてのコミュニケーションとは、本書において、いわばコインの裏表に定位されているといえよう。

本書の後半における、文化テーマや争点文化、あるいは政策文化についての考察（第7章）も、こうした理論的枠組を精緻化したものである。とりわけ、社会運動組織や社会紛争を通じて提起された争点が、マスメディアにおいて、社会の成員間で共有、支持される度合の高い文化テーマ、すなわち支配的な文化テーマに結び付けられ、争点文化が形成される過程は、とりも直さずそうした文化テーマの再生産過程であり、結果的に、提起された争点が「運動組織の意図とは異なって定義されたり、あるいは社会的に顕在化することなく抑圧されてしまう」（196頁）という指摘は、マスコミュニケーションにおける権力行使過程の、あるいは文化としてのマスコミュニケーションのもつ権力作用の、きわめて典型的な事態を言い当てている。また、1980年代後半以降のわが国のリゾート開発という政策文化にかんする分析（第8章）では、「経済発展、あるいは産業開発の推進という近代日本社会において支配的な地位を占めてきた支配的コードないしは文化テーマは、曖昧かつ多義的なリゾートという言葉を紹介することにより、それとは本来対立し、相容れないはずの脱物質主義的価値の実現を標榜することが可能となった」（232頁）ばかりか、かつては提起されていた環境破壊という争点が、マスメディアの報道では見事なまでに潜在化させられたことを明らかにしている。著者はこの点をもって、

「利益認識レベルにおいて権力が作用したと考えられることから、まさに三次元的権力が行使された」(同)とするのである。

このように、著者の政治コミュニケーション研究の新たな視座構成を図ろうという試みは、十分に説得的にして、精緻な論考によって展開されているのであるが、こう述べる評者をして、著者にさらなる考察を求めることを余儀なくさせるいくつかの論点を指摘しておきたい。その一つは、第5章において、環境問題が社会問題化していく過程での、別の言い方をするなら、それがメディア・アジェンダから公衆アジェンダを経て、争点としての政策アジェンダへと押し上げられていく過程での、水俣病事件の位置づけである。本書では1956年の水俣病公式発見以来、1968年にいたるまでの「報道停滞期」に論及してはいるものの、じつはこの「報道停滞」こそが、社会紛争によって提起された争点の潜在化であり、マスメディア報道における、権力行使過程としてのコミュニケーションの展開ではなかっただろうか。熊本日日新聞による「水俣で奇病発生」の第一報、そして熊本大学水俣病研究班によるチツソ廃液原因説の提起、「見舞金協定」にたいする抗議行動といったかたちで提起された一連の争点が、全国規模のマスメディア報道においては潜在化させられたばかりか、経済成長を優先させる支配的コードのもとで、そうした争点にかかわる利益認識すら欠如させるという、まさに三次元的権力が行使されていたとも考えられよう。また、1968年以降のマスメディアによる積極的な報道も、水俣病事件のその後の展開から提起された争点を、法治国家日本といった文化テーマに結び付けることで、損害賠償請求訴訟、あるいはそこでの加害企業チツソと国の過失責任の立証問題、さらには患者認定問題という争点文化を形成しつつきてきたといえないだろうか。そうした争点文化の形成と文化テーマの再生産過程によって、開発国家としての日本の近代化を問い直すとする水俣の争点が、その意図や可能性とは異なって定義されていたとも考えられるのである。少なくとも、水俣病事件を起点とする環境問題の政策的展開にかんする著者の分析にかぎっては、メディア・アジェンダ、公衆アジェンダ、政策アジェンダへと累進するアジェンダ構築モデルへの過剰な依拠が見られるようである。政治コミュニケーションの排除モデルという視点から鶴見俊輔のジャーナリズム論を積極的に引用する著者であるからこそ、評者はこの問題についてのさらなる考察を求めたい。

もう一つ指摘したいのは、支配的コードないしは文化テーマとは相容れない価値志向や世論、あるいは対抗的コードによる象徴形態の解釈が、既存の政治システムや文化にたいする異議申し立てには結び付かず、ぎゃくにどのようにして支配的コードや文化テーマに収容されてしまうのかという点についての解明の不十分さである。たしかにリゾートのような多義的な言葉が政治シンボルとなるとき、「概念提示的政策からシンボリックな目標が過剰に流出する」

(207頁) ことで、支配的コードに規定される象徴形態の意味解釈が変容を逃げ、その結果、相互に対抗的な理念や目標も多様な解釈によって混在、併存させられたり、あるいは対抗的コードの対抗力が減退させられたりするといった現象を著者は挙げている。しかし、今日のメディア環境を考えるなら、そのような政治シンボルは、けっして言語記号だけから構成されるも

のではなく、映像記号なども含めた多種多様な記号から構成され、そこには言語記号の場合とは異なる、さまざまな修辞法や文法が成立していることにも注目する必要があるはしないだろうか。現代のメディア環境におけるコミュニケーションのもつ権力作用は、さまざまなメディアのもたらす多種多様な記号、とりわけ映像記号をめぐる修辞法や文法を、その重要な源泉の一つとしているはずである。もちろんこうした問題は、著者が本書を通じて提起した検討課題として、むしろ文化社会学を専攻領域とする評者自身が積極的にそれに応えるべきであると考えるが、問題の所在についての理解を共有したいという考えから、それをあえて提起することでこのレビューの結びとしたい。

[本体価格 3700 円]

(こばやし なおき 県立長崎シーボルト大学)